

一般社団法人高知県U I ターンサポートセンター 情報公開規程

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人高知県U I ターンサポートセンター（以下「センター」という。）の情報公開に必要な事項を定めることにより、センターに対する県民の理解と信頼を深め、県民に開かれたセンターの運営に資することを目的とする。

(対象となる情報)

第2条 この規程は、センターの職員が職務上作成し又は取得した文書、図画及び写真（これらを撮影したマイクロフィルムを含む。）並びに電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によって認識することができない方式で作られた記録をいう。）であって、組織的に用いるものとしてセンターが管理しているもの（以下「文書等」という。）に適用する。

(請求の手続き等)

第3条 何人も、センターに対してセンターが保有する文書等の閲覧又はその写しの交付（以下「開示」という。）を申請することができる。

2 センターが保有する文書等の開示を申請しようとする者（以下「申請者」という。）は、申請書（第1号様式）をセンターに提出しなければならない。

(文書等の開示)

第4条 センターは、前条の規定に基づく文書の開示の請求があつたときは、次の各号のいずれかに該当する情報が記録されている文書等を除き、開示するものとする。

(1) 法令又は高知県の条例（以下「法令等」という。）の規定により開示することができないとされている情報

(2) 個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に係る情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるものと認められるもの又は特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア 法令等の規定により何人も閲覧できるとされている情報

イ 公表を目的として作成し、又は取得した情報

ウ センターの役職員の職務の遂行に係る情報に含まれる当該者の職名及び氏名。ただし、開示することにより当該者の権利利益を著しく害すると認めるに足りる合理的な理由があるものは除く。

- (3) センター又は法人その他の団体（国、独立行政法人及び地方公共団体を除く。
（以下「法人等」という。））に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に
関する情報であつて、開示することにより、センター又は当該法人等又は当該
事業を営む個人の競争上又は事業運営上の地位その他正当な利益を害すると認
められるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。
- ア 事業活動によって生じ、又は生ずるおそれのある危害から人の生命、身体
又は健康を保護するため、開示することが必要であると認められる情報
- イ 違法又は不当な事業活動によって生じ、又は生ずるおそれのある支障から
人の生活を保護するため、開示することが必要であると認められる情報
- (4) 開示することにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その
他の公共の安全と秩序の維持に支障を生ずるおそれがあると認められる情報
- (5) 前号に定めるもののほか、開示することにより、人の生命、健康、生活、財産
等の保護に支障を生ずるおそれのある情報
- (6) センター又は国若しくは地方公共団体その他の公共団体（以下「国等」という。）
が行う事務事業に関する情報であつて、開示することにより次のいずれかに該
当することが明らかなもの
- ア 監査、検査、取締り、試験、入札、交渉、渉外、争訟その他すべての事務
事業若しくは将来の同種の事務事業の実施の目的が失われ、又はこれらの公
正若しくは円滑な執行に著しい支障を生ずるもの
- イ センター内部又はセンターと国等相互間における審議、検討、協議、調査、
研究等に関する意思決定が不当に阻害されることが客観的に明白であるもの
- ウ 国等からの委託による調査等で、公表してはならない旨の条件が付されて
いるもの等、センターと国等との協力関係又は信頼関係が著しく損なわれる
もの
- (7) センターの要請を受けて、開示しないとの約束の下に、個人又は他の法人等か
らセンターへ提供された情報であつて、開示することにより、当該個人又は法
人等とセンターとの協力関係又は信頼関係が著しく損なわれることが明らかで
あるもの。ただし、当該情報が一般的に公表されないものであること等、当該
約束の締結が状況に照らし合理的であると認められる場合に限る。

（文書等の部分開示）

第5条 センターは、文書等が前条各号のいずれかに該当する情報を記録した部分とそ
他の部分からなる場合において、これらの部分を容易に、かつ、文書等の開示の申
請の趣旨を損なわない程度に分離することができるときは、当該その他の部分につい
ては、開示しなければならない。

(開示の決定等)

- 第6条 センターは、第3条第2項に規定する申請書を受理したときは、受理した日から起算して15日以内に、当該申請に対する開示又は非開示の決定（前条の規定による部分的な開示決定を含む。以下「非開示決定」という。）をしなければならない。
- 2 センターは、やむを得ない理由により、前項に定める期間内に決定することができないときは、その期間を延長することができる。この場合において、センターは、速やかに決定期間延長通知書（第2号様式）によりその延長する理由及び期間を申請者に通知しなければならない。
- 3 センターは、第1項の規定による決定をしたときは、速やかに、文書等開示回答書（第3号様式）、文書等部分開示回答書（第4号様式）又は文書等非開示回答書（第5号様式）により当該決定の内容を申請者に通知しなければならない。この場合において、当該決定が文書等の非開示であるときは、回答書に第4条各号又は第5条の規定を適用した根拠を具体的に記載して、当該非開示決定の理由（当該非開示決定の理由がなくなる時期をあらかじめ示すことができるときは、当該非開示決定の理由及び当該時期）を示さなければならない。
- 4 センターは、第1項の決定をする場合において、当該決定に係る文書等に第三者に関する情報が記録されているときは、あらかじめ当該第三者の意見を聴くことができる。

(開示の実施)

- 第7条 開示は、センターの事務所において行うものとする。
- 2 開示は、文書、図画及び写真については閲覧又はその写しの交付により、電磁的記録についてはセンターが定める方法により行うものとする。
- 3 センターは、文書等を汚損し、又は破損するおそれがあるとき、又は第5条の規定により文書等の開示をするとき、その他必要があると認めるときは、当該文書等を複写したものを閲覧に供し、若しくはその写し等を交付し、又はその他センターが定める方法によることができる。
- 4 申請者は、文書の開示に要する費用（写しの交付及び送付に要する費用を含む。）としてセンターが別表に定める額を負担しなければならない。

(異議の申し出)

- 第8条 第6条第1項の規定による非開示決定に異議のある申請者は、当該決定を知った日の翌日から起算して60日以内に、センターに対し異議の申し出をすることができる。
- 2 前項の申し出は、異議申出書（第6号様式）により行うものとする。
- 3 センターは、前項の規定による異議の申し出があった場合は、当該異議の申し出を

却下するときを除き、個人情報保護委員会の意見を聴いたうえで、当該意見を尊重し、当該異議申し出に対し決定を行うものとする。

(決定等)

第9条 第6条及び第8条第3項の規定による決定は、理事長が行い、理事会に報告しなければならない。

(その他)

第10条 センターは、情報公開に当たって、個人に関する情報が十分に保護されるように最大限の配慮をしなければならない。

2 この規程の定めるところにより文書等の開示を受けた者は、これによって得た情報を適正に使用しなければならない。

3 この規程は、センターの文書等のうち、法令等の規定により一般の閲覧に供されている文書等については適用しない。ただし、法令等が閲覧等の期間を限定している場合に、当該期間外に文書等の閲覧の申し出があったときや、法令等が閲覧等の手続についてのみ定めている場合において、文書等の写しの交付の申し出があったときは、この規程を適用する。

4 この規定に定めるもののほか、センターの情報公開に関し必要な事務手続は、理事長が別に定める。

(改廃)

第11条 この規程の改廃は、理事会の決議による。

附 則

1 この規程は、平成29年8月1日から施行する。

附 則

1 この規程は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

1 この規程は、令和7年4月1日から施行する。

第1号様式（第3条第2項関係）

文 書 等 開 示 申 請 書

年 月 日

様

住所

氏名

法人その他の団体にあつては、主たる事務

所の所在地、名称及び代表者の職・氏名

電話番号

一般社団法人高知県UIターンサポートセンター情報公開規程第3条の規定に基づき、次のとおり文書等の開示を申請します。

開示を求める文書 等の件名等	
開示の方法	1 閲覧 2 写しの交付 (該当するものを○で囲んでください。)

注 下欄には記載しないでください。

対象文書等	件 名	(年度)
	担当部署	電話番号 内線
備 考		

決 定 期 間 延 長 通 知 書

第 号
年 月 日

様

一般社団法人高知県U I ターンサポートセンター理事長

年 月 日付けで申請のありました文書等の開示については、一般社団法人高知県U I ターンサポートセンター情報公開規程第6条第2項の規定に基づき、次のとおり決定期間を延長したので通知します。

文書等の件名	
決定期間の満了日	年 月 日
延長後の決定期間満了日	年 月 日
延長の理由	
担当部署	電話番号 内線
備 考	

文書等開示回答書

第 号
年 月 日

様

一般社団法人高知県 U I ターンサポートセンター理事長

年 月 日付けで申請のありました文書等の開示については、一般社団法人高知県 U I ターンサポートセンター情報公開規程第 6 条第 1 項の規定により、次のとおり開示することと決定しましたのでお知らせします。

文書等の件名			
開示の日時及び	日時	年 月 日 時	
場 所	場所		
担 当 部 署	電話番号		
備 考			

注 1 指定された開示の日時及び場所に出席できない場合は、あらかじめ担当部署にご連絡ください。

2 文書等の開示を受ける際には、この回答書を提示してください。

文書等部分開示回答書

第 号
年 月 日

様

一般社団法人高知県U I ターンサポートセンター理事長

年 月 日付けで申請のありました文書等の開示については、一般社団法人高知県U I ターンサポートセンター情報公開規程第 6 条第 1 項の規定により、次のとおり一部を除いて開示することと決定しましたのでお知らせします。

文書等の件名			
開示の日時及び	日時	年 月 日 時	
場 所	場所		
文書等の一部を 開示しない理由			
担 当 部 署	電話番号		
備 考			

この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 6 0 日以内に一般社団法人高知県U I ターンサポートセンター情報公開規程第 8 条の規定に基づき、一般社団法人高知県U I ターンサポートセンターに対して異議の申し出をすることができます。

- 注 1 指定された開示の日時及び場所に出席できない場合は、あらかじめ担当部署にご連絡ください。
- 2 文書等の開示を受ける際には、この回答書を提示してください。

文書等非開示回答書

第 号
年 月 日

様

一般社団法人高知県U I ターンサポートセンター理事長

年 月 日付けで申請のありました文書等の開示については、一般社団法人高知県U I ターンサポートセンター情報公開規程第 6 条第 1 項の規定により、次のとおり開示しないことと決定しましたのでお知らせします。

文書等の件名	
開示しない理由	
担 当 部 署	電話番号
備 考	

この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 6 0 日以内に一般社団法人高知県U I ターンサポートセンター情報公開規程第 8 条の規定に基づき、センターに対して異議の申し出をすることができます。

第6号様式（第8条第2項関係）

年 月 日

異 議 申 出 書

一般社団法人高知県U I ターンサポートセンター理事長 様

異議申し出人



次のとおり、異議申し出をします。

- 1 異議申し出人の氏名及び年齢並びに住所
氏名 (才)
住所
- 2 異議申し出にかかる文書等非開示回答書又は文書等部分開示回答書の件名等
- 3 回答があったことを知った年月日
年 月 日
- 4 異議の申し出の趣旨
- 5 異議申し出の理由
- 6 一般社団法人高知県U I ターンサポートセンターの説明の有無及びその内容

別表（第 7 条第 4 項関係）

区 分	金 額
用紙に複写したもの又は複製物である電磁的記録を用紙に出力したもの（単色刷り）	用紙 1 枚につき10円 （片面。両面は20円）
用紙に複写したもの又は複製物である電磁的記録を用紙に出力したもの（多色刷り）	用紙 1 枚につき20円 （片面。両面は40円）
複製物である電磁的記録を電磁的記録媒体に複写したもの	電磁的記録媒体の購入等に要する額
文書等の写しを外部に委託して作成したもの	文書等の写しの作成に要する額

- 1 用紙は、日本産業規格 A 列 3 番までの大きさとし、これを超える大きさの用紙を用いた場合は、日本産業規格 A 列 3 番の用紙を用いた場合の枚数に換算して金額を算定する。
- 2 文書等が両面のものである場合は、その写しは片面ずつ（用紙 2 枚）として交付する。ただし、文書等の写し等の交付を受けるものの希望等により両面のものを交付する場合（文書等が片面のものである場合において、両面のものとして交付するときを含む。）は、片面を用紙 1 枚として金額を算定する。